

由利地域アダプト・プログラム実施要領

第1条（目的）

本要領は、由利地域振興局管内の企業や町内会等の団体（以下「団体等」という。）と、行政が協働して、由利地域振興局建設部（以下「建設部」という。）が管理する道路や河川等（以下「県管理施設等」という。）の美化・維持管理活動を推進するものです。

第2条（事業の内容）

建設部は、県管理施設等の一定区間において、清掃や除草などの美化・維持管理活動を定期的に行い、良好な地域環境づくりに積極的に取り組む団体等を協働パートナーとして認定し、由利地域アダプト・プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。

第3条（市への協力要請）

建設部は、プログラムの実施について、プログラムの対象となる区間（以下「対象区間」という。）が存する市に一般ゴミの回収・処分等への協力を要請します。

第4条（プログラム参加団体等）

第1条及び第2条の趣旨に賛同し、プログラムへの参加を希望する団体等（以下「参加希望者」という。）は、由利地域振興局建設部長（以下「建設部長」という。）に、希望する対象区間及び実施内容等について申し出するものとします。

第5条（協働パートナーの活動）

協働パートナーは、対象区間について美化・維持管理活動を行うこととします。但し、対象区間において、複数の協働パートナーが重複する場合は、対象区間や活動時期の調整を協働パートナー間で行うものとします。

第6条（建設部の支援）

建設部は、協働パートナーの希望により、協働パートナー名称及び活動内容等を、ホームページ等において一定期間掲載する等の情報発信を行うものとします。

第7条（協働パートナーの認定及び確認書の締結）

参加希望者から申し出を受理した建設部長は、申し出内容を審査の上、「由利地域アダプト・プログラムに関する確認書」（以下「確認書」という。）を締結することで、協働パートナーとして認定します。

建設部長は、由利地域アダプト・ロード・プログラム試行により、既に認定されている団体等について、本要領に基づいた新たに確認書を締結することができるものとします。

建設部長は、既に建設部とプログラムによらない管理協定等を締結している企業や団体等について、管理協定内容を確認の上、プログラムの協働パートナーと認定することができるものとします。

第8条（表示板の設置）

建設部長は、協働パートナーの希望により、協働パートナーの名称等を記載した表示板を、対象区間内の管理上支障のない位置に設置することができるものとします。但し、対象区間において、複数の企業等が重複する場合は、表示板の設置及び記載内容について調整を行うものとします。

第9条（作業の安全）

協働パートナーは、関係法令等を遵守し、自己の責任において安全に作業を行うこととします。

第10条（認定の解除）

建設部長は、協働パートナーが、確認事項の変更（解除）を申し出たときは、確認事項を変更（解除）します。

また、協働パートナーに関係法令等に違反する行為があった場合、第5条の活動が履行されていない場合等、事実関係を確認した上で、確認事項を解除することがあります。

附 則

本要領は、平成29年8月1日から施行します。

本要領の施行をもって「由利地域アダプト・ロード・プログラム試行要領」は廃止とします。